

諮問番号：令和2年度諮問第8号

答申番号：令和2年度答申第23号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、認容されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、請求人の次の状態を的確に把握せずになされた原処分（障害の級別を3級とする身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 左手で半介助で食事をし、右手のひらで口元まで運ばれたコップを支え、指は使うことができないこと。
- (2) 指を使う動作は全くできないこと。
- (3) 左右の手指の症状は違い、障害の級別で、右手3級、左手4級の2級相当の障害があること。
- (4) 毎日、痛みで3時間くらいで目が覚め、布団に触れるだけでも痛みがあり寝ることもつらく、痛みを我慢して寝ても体が暖まると激痛で目が覚めること。
- (5) 薬でふらつき転びそうになっても、手を床に突くことができないこと。また、手で体を守れず、壁に頭をぶつけるため、ドアを開けてもらい、トイレを手伝ってもらうこと。
- (6) 階段の手すりをつかめず危ないこと。
- (7) 腫れが手首まで広がり動きが悪くなっていること。
- (8) 手を洗うこと、爪を切ることができず、冷水のシャワーを浴び、冷水で髪を洗ってもらっていること。

2 処分庁の主張の要旨

次の理由から、請求人の両手指の機能障害について、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）の級別3級（左右各4級の重複）と認定して、請求人に手帳を交付した原処分は、適当である。

- (1) 身体障害者福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき処分庁が定めた医師（以下「本件医師」という。）が作成した診断書（以下「本件診断書」という。）の内容を「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）」

について」の別紙「身体障害認定基準」（以下「認定基準」という。）に照らして、原処分を行ったこと。

- (2) 本件医師が、請求人の両手指の機能について、親指又は人差し指を含めて四指の機能の著しい障害（等級表の級別4級）の左右の重複による級別3級であることを認めていること。
- (3) 本件医師が請求人の状態を的確に把握していないとの訴えがあるが、障害の認定を行う上で、本件医師の診断を考慮しない理由は見当たらないこと。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、本件診断書に基づき、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 請求人の障害は、本件診断書によると、両手指の機能障害であることが認められる。そして、請求人の両手指には異常感覚及び運動障害があり、その筋力が著減又は著減以下であることから、本件医師の意見では両手指に等級表の級別3級の左右の重複による級別2級相当の障害があるとされているものの、その運動障害としては、両手の親指を除く四指に異常が存在する旨が示され、両手の親指にはそれがないと認められる。また、動作・活動においては、食事動作、排泄の後始末動作等が半介助であるとされており、この点について、具体的には、フォークで食事をしたり、巻き取ったものではあるがトイレットペーパーを用いることはできる状態であることを、本件医師が処分庁に対して説明している。

そうすると、認定基準において等級表の級別3級の例とされる「字を書いたり、箸を持つことができないもの」と同程度の機能障害とまではいえず、等級表において級別3級とされる両上肢の親指及び人差し指を欠く、若しくはこれらの指の機能を全廃したもの又は一上肢の全ての指を欠く、若しくは全ての指の機能を全廃したものには該当しないものの、等級表の級別4級とされる親指又は人差し指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害には該当し、各一上肢が等級表の級別4級で、重複する障害の場合の合計指数に応じて等級表の級別3級と認定した処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

この点、本件医師も、「両手指の機能について、筋力は著減又は著減以下ですが、動作・活動において、食事動作、排泄の後始末動作等が半介助であることから、おや指又はひとさし指を含めて四指の機能の著しい障害3級(各4級)」との処分庁の審査結果に対して「可」と回答し、当該審査結果の内容に同意していることが認められる。

したがって、請求人の両手指の機能障害を等級表の級別4級の重複による級別3級とした原処分は、本件診断書に基づき、法令等の規定に従って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主

張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日、同年8月24日及び同年9月15日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

身体に障害のある者が手帳の交付を申請し、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認められるときは、その者に手帳が交付されることになる（法第15条第1項及び第4項）。

具体的には、その障害が等級表に該当する必要があるが、等級表では、肢体不自由の上肢の障害のうち、手指の機能障害に係る級別は、両上肢の親指及び人差し指を欠く、若しくはこれらの指の機能を全廃したもの又は一上肢の全ての指を欠く、若しくは全ての指の機能を全廃したものを3級と、親指又は人差し指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害、三指の機能を全廃したもの等を4級と、それぞれ定められている。また、認定基準では、等級表の級別3級の指の機能の全廃の具体的な例として「字を書いたり、箸を持つことができないもの」と、等級表の級別4級の指の機能の著しい障害の具体的な例として「機能障害のある手で5kg以内のものしか下げることができないもの」等と、それぞれ示されており、二つ（左右の手指）の障害が重複する場合は、各々の障害の該当する等級の指数を合算した合計指数に応じて、等級表の級別で各3級の時並びに3級及び4級の時、等級表の級別で各4級の時、等級表の級別で各3級の時、それぞれ認定するものと定められている。

これを本件についてみると、本件診断書においては、請求人の両手指の運動障害として、両手の親指を除く四指に異常が存在する旨が示され、他方、両手の親指にはそれがないと認められる。また、本件医師からの説明では、食事の際にフォークを使用することがあるとされ、排泄において請求人の母があらかじめトイレットペーパーを巻き取って用意しているものの、その使用について介助を要する旨は言及されていない。

処分庁においては、これらの状況を踏まえ、両上肢とも、認定基準において等級表の級別3級の具体的な例とされる「字を書いたり、箸を持つことができないもの」と同程度の機能障害とまではいえず、等級表の級別の各4級と認定し、級別3級の手帳の交付を決定したことが認められる。

しかしながら、本審査会から本件医師に対して請求人の右手の障害の状態について確認したところ、「何とかペンを持つことはできるが、読み取れる程度の字を書くことはできない。」及び「何とか箸を持つことはできるが、食べ物を挟むことができず、フォークのように食べ物を刺して、口に運ぶことはでき

る。」との見解が示された。

かかる見解によれば、請求人の右上肢の障害は、認定基準において等級表の級別3級の具体的な例とされる「字を書いたり、箸を持つことができないもの」に該当するというべきであり、形式的にペンや箸を持つことができることのみを捉えて等級表の級別3級の機能障害とまではいえないとした処分庁の判断には誤りがあるといわざるを得ない。

そうすると、請求人の障害は、右上肢が等級表の級別3級と、左上肢が等級表の級別4級となり、重複する障害の場合の合計指数に応じて、請求人の手帳における等級表の級別は2級と認定されるべきである。

したがって、本件審査請求には理由があり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子